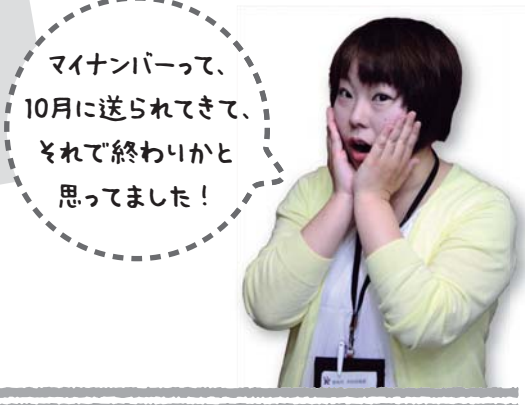


012345678901234567890123456

マイナンバー 社会保障・税番号制度

マイナンバーが入った 2つのカードの違いをご紹介します!

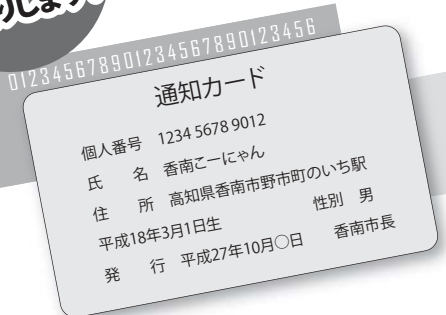
市民保険課 ☎57-8506



マイナンバーって、
10月に送られてきて、
それで終わりかと思
ってました!

10月から
簡易書留で
お送りします!

通知カード



- あなたの個人番号をお知らせするカードです(紙製)。
- 香南市に住民登録しているすべての人にお送りします。
- 本人確認のための身分証明書として利用できません。
(本人確認のためには他に免許証などを一緒に提示する
必要があります)

申請して
平成28年
1月から
もらえます!

個人番号カード



- 個人番号が記載された公的身分証明書として使える
カードです(プラスチック製)。
- 発行には申請が必要です。申請後、平成28年1月から上
記の「通知カード」と交換します
- 本人確認に利用できます(行政手続きなどはこのカー
ド1枚で本人確認が完了します)。
- カードのICチップに搭載された電子証明書を用い
て、e-Tax(国税電子申告・納税システム)をはじめとし
た電子申請などの行政手続きが行えます。

※いずれのカードもデザインが変更になる場合があります
また、カードは大切に保管してください



来月号では
さらに詳しく
ご説明します!

マイナンバー制度のお問い合わせは
全国共通ナビダイヤル
☎0570-20-0178
受付 9時30分~17時30分
(土日祝日・年末年始を除く)

住所地をご確認ください!!

通知カードは、「現在住民票に記載されている
住所」へお送りします。もし住民票と別の住所に
住んでいる場合は手元に届きませんので、至急住
所変更の手続きをお願いします。

Let's
Eco
Life

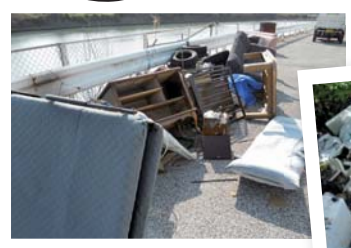
私たちにできることから 102

環境対策課 ☎57-8508

ごみの不法投棄・ポイ捨てを “しない!させない!”香南市に。

不法投棄
とは?

タイヤ・家具・生活ごみなどの廃棄物を、適正に処理せずに
自分勝手に山間部の道路沿いや空き地、海岸や河川等に捨
ててしまうことを不法投棄といいます。不法投棄は法律で禁
止されており、決して許されない行為です。



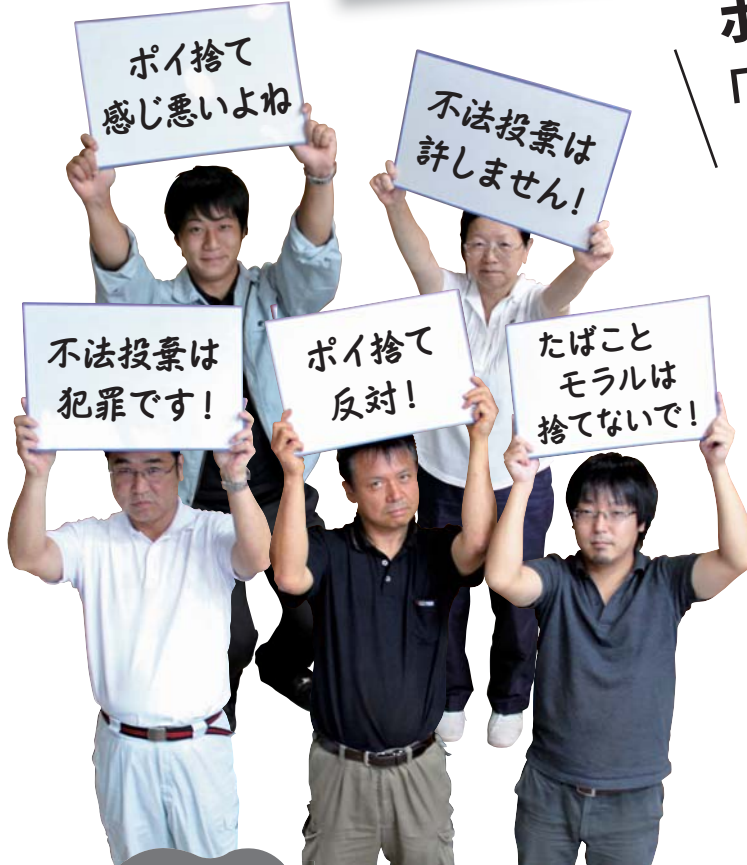
不法投棄を見かけ
たら、環境対策課ま
たは香南警察署に
ご連絡ください。



誰も見てないし
まあいっか...

ポイ捨ても 「香南市ごみ捨て防止条例」 により、罰せられます!

空き缶・空き瓶・ペット
ボトルや、たばこの吸い殻、
食べたお菓子の袋などのポ
イ捨ても不法投棄です!



不法投棄でお困りの方
に、「不法投棄防止看板」
を配布しています。必要
な方は、環境対策課へ
お問い合わせください。

住民パワーで!

平成6年ごろには産業廃棄物や
粗大ごみが捨てられる場所でしたが、
地域の人々の力で、今ではあじさい街道として生まれ変
わり、香南市の観光スポットになっています。不法投棄
やポイ捨てのない、きれいなまちを目指しましょう。

